

最低制限価格制度の見直しについて

1. 趣旨

本市の建設工事においては、最低制限価格制度を導入してきたところですが、さらなるダンピング受注防止対策強化のため、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）の見直しが行われました。

本市においても最低制限価格の算定方法について、次のとおり見直します。

2. 内容

(1) 最低制限基準価格の算出方法

直接工事費×97%

+ 共通仮設費×90%

+ 現場管理費×90%

+ 一般管理費×68% ←改正前55%

= 最低制限基準価格

【予定価格（税抜き）の75%～92%】

※範囲変更なし

※ただし、特別なものについては、この方法によらず、予定価格（税抜き）の75%から92%の範囲内で定めることができる。

(2) 最低制限価格の算出方法

最低制限基準価格

×

ランダム係数

(3) ランダム係数とは

1.00000から1.01000までの範囲内（0.00001刻み）で任意に選択した数値のことです。開札時に決定します

3. 実施時期

令和4年4月1日以降に公告・指名通知を行う入札から適用します。

<問い合わせ>

玉名市 契約検査課
TEL : 75-1125